

「こいのぼり掲揚式」の実施経緯について

■ 「こいのぼり掲揚式」の実施経緯

厚生労働省では、戦前から、端午（たんご）の節句である5月5日を子どもと関わりを持つ日として各種行事を実施しており、日本国憲法の施行（昭和22年5月3日）直後の5月5日を開始日とする第1回児童福祉週間（昭和22年5月5日～18日）が実施されました。その翌年には5月5日を「こどもの日」（国民の祝日）とする祝日法が制定されました。

厚生労働省でのこいのぼりの掲揚は、昭和33年に厚生省（当時）の庁舎屋上でこいのぼりを掲揚したのが始まりで、それ以来毎年実施しています。この式典には、毎年大相撲力士をお招きし、保育園児と一緒にこいのぼりを掲揚しています。力士に抱かれた赤ちゃんは元気に育つという言い伝えがあり、参加者全員で、子どもが健やかに育つことを願っています。

また、標語の全国募集は、第50回の「児童福祉週間」（平成8年度）を契機に毎年実施しています。

【参考】 こいのぼりの起源

中国黄河流域に龍門という急峻な滝があり、たくさんの鯉が滝を遡上しようと何度も試しみ、強靱な挑戦意欲をもって滝を登り切った鯉は、さらに上位の「龍」に出世したという中国の「登龍門」の故事にちなみ、鯉は立身出世の象徴として縁起が良い魚と考えられていました。

江戸時代の中頃、五月節句の幟（のぼり）に付属する小旗の紙製のこいが付けられたのが発展して、現在の「こいのぼり」となりました。「こいのぼり」は、元気で立派な子に成長して、ゆくゆくは大成してほしいという「登龍門」の祈りと伝えられています。